

4.国土交通省作成「基礎ぐい工事監理ガイドライン」の解説と実務の要点

① PP76 スライドNo.10

(4)国土交通省作成「基礎ぐい工事監理ガイドライン」の解説と実務の要点

(1) 監理と工事監理の違い-2

監 理 (監理者の業務)					
告示第15号					
別添一 第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」			別添四 第2項		
一 「工事監理に関する標準業務」			二 「その他の標準業務」		
建築士法による工事監理者の法定業務			「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随する標準外の業務」		
項目 (1)~(3)	項目 (4) (建築士法第2条第7項に対応)	項目 (5) 建築士法第8条第3項に対応	項目 (6) (建築士法第20条第3項に対応)	項目 (1)~(7)	告示第15号に含まれない追加的な業務 一~三
工 事 監 理					
(4) 工事と設計図書との照合及び確認			工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。		
↓					
工事監理ガイドラインの取扱い範囲					

監理業務と工事監理(告示の標準業務内容)

公益社団法人 日本建築士会連合会 10

× 誤 : 建築士法第2条第7項
↓
○ 正 : 建築士法第2条第8項

- ② PP86 スライドNo.30 工事監理者の役割-2 PP84スライドNo.27と重複のため削除
 ③ PP86 スライドNo.31 工事監理者の役割-3 を工事監理者の役割-2 に修正